

9. その他 ～ 公害苦情の状況

1 公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員計 25 名を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

2 処理期間：平成 24 年 4 月 ～ 平成 25 年 3 月

3 公害苦情の概況

(1) 苦情件数

平成 24 年度の公害苦情の申立件数は 103 件で、前年度（80 件）に比べて、23 件増加しました。

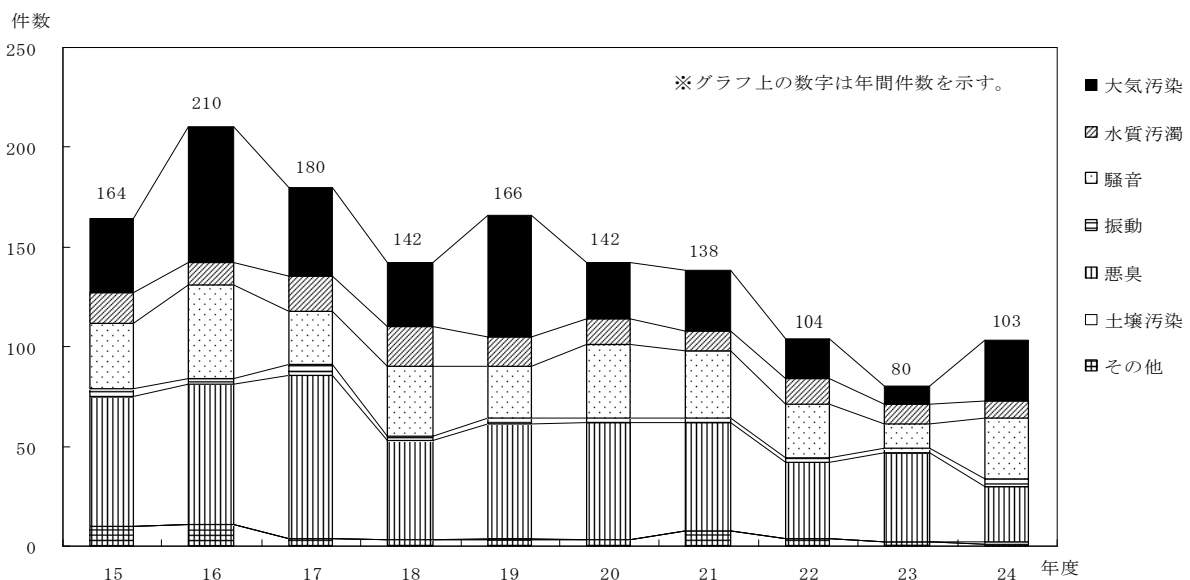


図-1 過去 10 年間の種類別苦情件数

(2) 公害種類別の内訳

平成 24 年度の公害種類別の内訳は図-1 のとおりで、件数が多い順に大気汚染 30 件（約 29%）、騒音 30 件（約 29%）、悪臭 28 件（約 27%）、水質汚濁 9 件（約 9%）、振動 4 件（約 4%）、土壌汚染 1 件（約 1%）、その他 1 件（約 1%）となりました。

苦情処理に対する申立人の満足度は、満足 23 件（22%）、一応満足 33 件（32%）、不満 2 件（2%）、あきらめ 5 件（5%）、不明 40 件（39%）となりました。

なお、平成 23 年度の全国集計結果（公害等調整委員会の報告）によれば、公害苦情は約 8 万件が報告されており、うち典型公害が約 5 万 4 千件（68%）を占め、その内訳は大気汚染 32%、騒音 29%、悪臭 21%、水質汚濁 14%、振動 3.5%、土壌汚染等 0.5%となっています。